



2024 年 10 月 25 日

「トラス・ショック」再発防止に向けた OBR の権限強化

公益財団法人 国際通貨研究所
経済調査部 上席研究員 篠原令子

英国では 7 月 4 日の総選挙で最大野党の労働党が大勝し、14 年振りに政権交代が実現した。これまでの保守党政権下では、欧州連合（EU）離脱を巡る混乱、ジョンソン元首相やトラス元首相の下での相次ぐ不祥事と混乱等の事態が相次ぎ、マクロ情勢も景気低迷や物価高も続く中で大敗する結果となった。

新たに発足したスターマー政権の施政方針では 40 の法案が発表された¹。最優先課題である経済の安定と経済成長の分野における 15 法案のうち最初に発表されたのは、独立財政機関である予算責任局（OBR：Office for Budget Responsibility）の権限強化に向けた「予算責任法案（Budget Responsibility Bill）」である。

同法案は、政府が重要な税制および歳出の変更を行う場合、緊急事態への一時的な対応を除き、OBR に独立した評価（見通しや各措置のコスト計算）の報告書の作成を義務付けるものである。政府が評価を依頼しない場合でも、OBR が「財政的に重要な措置」と判断すれば、報告書作成を決定できる権限を持つ。同法案は「2024 年予算責任法」²として 10 月 15 日に施行され、これにより「2011 年予算責任および会計検査法」が修正され、OBR の法的基盤が強化された（次頁表）。

政府は、今回の法改正により“fiscal lock”を導入する、としており、財政面の歯止めを強化する方針である。2022 年秋に当時のトラス政権が成長戦略を発表したが、財源の裏付けがなく、OBR の予測を示さなかったことから財政の持続性への懸念が高まり、ポンド相場や英国債の急落といった金融市場の混乱、いわゆる「トラス・ショック」を招いた。こうしたショックの再発防止に向けて、労働党は総選挙公約の 1 つ「経済の安定の実現」の具体策の中で OBR の権限強化を掲げ、スターマー政権の発足後、早速実現する運びとなった。

¹ 7 月 17 日、チャールズ国王が政府施政方針を演説。（<https://www.gov.uk/government/speeches/the-kings-speech-2024>）、（<https://www.gov.uk/government/publications/kings-speech-2024-background-briefing-notes>）。国営医療サービス（NHS）の待機時間削減等スナク前政権から引き継いだ法案も含む。

² <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2024/24/2024-10-15>

OBR は独立財政機関の模範として OECD や IMF 等から高く評価されているが³、今般役割が強化されたことで、引き続き模範として評価されるであろう。政権発足後、直ちに「トラス・ショック」の再発防止策を実現したスターマー政権の取り組みは、労働党が OBR を尊重する姿勢をアピールする政治的動きと受け止める向きもあるものの、英国財政の透明性と投資家からの信頼向上に寄与すると期待される。

表：OBR の概要と役割

項目	内容
任務	「財政の持続可能性を調査し、報告すること」
形態	財務省がスポンサーの政府外公共機関
法的枠組み等	<p>・2011年予算責任および会計検査法：OBRの設置を規定 政府が重要な税制および歳出の変更を行う場合、緊急事態への一時的な対応を除き、OBRに独立した評価を義務付け。政府が評価を依頼しない場合でも、OBRが「財政的に重要な措置」と判断すれば、報告書作成を決定できる</p>
	<p>・予算責任憲章：財政政策と国債管理に関する財務省の目標、OBR の権限、任務の遂行方法、主要な出版物に必要な内容等の取り決めを定めている</p>
	<p>・枠組み文書：財務省とOBRが署名。OBRが活動するための広範なガバナンスとマネジメントの枠組みを定めている</p>
	<p>・覚書：OBR、歳入関税庁、労働年金省、財務省の間で合意された協力関係を規定。法的拘束力はない</p>
OBRの主な5つの役割	<p>①経済・財政予測：経済と財政に関する5年間の予測を作成（年2回）。予測値と実績との乖離を検証して報告書を公表（年1回）</p>
	<p>②財政目標に対する進捗の評価：経済財政予測において、現在の政策の下で目標を達成する可能性が50%を超えるかどうかを評価</p>
	<p>③持続可能性とバランスシート分析：今後50年間の長期的な財政の持続可能性を評価（年1回）</p>
	<p>④財政リスクの評価：財政の持続性に関する分析と共に報告・公表（年1回）</p>
	<p>⑤税や福祉政策のコストの精査</p>

(資料)OBR資料より国際通貨研究所作成

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2024 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <https://www.iima.or.jp>

³ 詳細は、篠原令子「独立財政機関について～OECD 諸国と英国の事例～」、『国際通貨研レポート』、国際通貨研究所、2023 年 9 月 20 日を参照。<https://www.iima.or.jp/docs/newsletter/2023/nl2023.30.pdf>